

施行	S26. 4. 10	改正	S51. 10. 16	改正	H10. 6. 24	改正	H17. 3. 31	改正	H29. 4. 1
改正	S34. 3. 9	〃	S53. 9. 13	〃	H12. 4. 1	〃	H18. 11. 30	〃	H29. 10. 25
〃	S41. 1. 25	〃	S59. 12. 22	〃	H13. 4. 1	〃	H21. 6. 24	〃	H30. 3. 31
〃	S43. 2. 3	〃	S60. 4. 12	〃	H14. 4. 1	〃	H23. 11. 21	〃	H30. 4. 26
〃	S43. 3. 9	〃	H元. 4. 1	〃	H15. 4. 1	〃	H25. 4. 1	〃	R 2. 4. 1
〃	S46. 1. 27	〃	H 3. 7. 2	〃	H15. 8. 14	〃	H27. 3. 5	〃	R 3. 8. 16
〃	S49. 3. 14	〃	H 4. 4. 1	〃	H16. 4. 1	〃	H27. 4. 1	〃	R 5. 4. 1
〃	S50. 8. 8	〃	H 9. 4. 1	〃	H17. 4. 1	〃	H27. 6. 17		

学校法人 福島学院 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、学校法人福島学院と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、事務所を福島県福島市宮代字乳児池 1 番地 1 に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学校教育を行い、創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に沿って、真心と思いやりを涵養し、社会に有用な人材の育成を図ることを目的とする。

2 本法人は、前項に規定する学校教育に加えて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく保育を行い、地域社会の子育て支援に貢献するものとする。

(設置する学校)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1. 福島学院大学
 - 大学院心理学研究科
 - 福祉学部 福祉心理学科
 - こども学科
 - マネジメント学部 地域マネジメント学科
2. 福島学院大学短期大学部 保育学科・食物栄養学科・情報ビジネス学科
3. 福島学院大学認定こども園

2 前項第 3 号の認定こども園は、大学設置基準及び短期大学設置基準に定める教員養成にかかる学科の附属施設として、並びに指定保育士養成施設指定及び運営基準に定める保育士養成にかかる学科の保育実習施設として設置する。

第 3 章 役員 及 び 理 事 会

(役員)

第5条 本法人に、次の役員を置く。

1. 理 事 7人以上10人以内
2. 監 事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会で定める選任手続により、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事長が必要と認めるときは、理事のうち1人を副理事長として理事会において選任することができる。
- 4 理事長が必要と認めるときは、理事会において理事のうちから常任理事を委嘱することができる。常任理事の分掌業務及び委嘱期間は理事会の同意を得て理事長が定める。変更もしくは解嘱する場合も同様とする。
- 5 理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねてはならない。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

1. 福島学院大学学長
2. 福島学院大学短期大学部学長
3. 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上4人以内
4. 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人以上4人以内
- 2 前項第1号及び第2号に定める学長である理事は、理事会が定める選考手続により選任するものとする。解任するときも同様とする。
- 3 第1項第1号及び第2号の理事は兼任を妨げない。ただし、前条第1項第1号の理事の定数を下回ってはならない。
- 4 第1項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(忠実義務)

第6条の2 理事（理事長を含む。）は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の選任)

- 第7条 監事は、本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は、3年とする。ただし、増員または補欠のため選任された役員任期は、他の現任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常任理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（理事長の任期）

第8条の2 理事長の任期は3年とする。ただし、欠員のため選任された理事長の任期は、現任者の在任期間とする。

2 理事長は再任されることができる。

（役員の補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員解任）

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、第5条第2項に定める理事長、及び第6条第2項に定める学長の解任の場合を除き、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
3. 職務上の義務に著しく違反したとき
4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

（役員退任）

第10条の2 役員（理事長を含む。）は次の事由によって退任する。

1. 任期の満了
2. 辞任
3. 定年
4. 死亡
5. 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（役員定年）

第10条の3 役員（理事長を含む。）の定年は満75歳に達した年度末とする。

2 前項の該当役員が、役員としての任期中途であっても前項の定年を適用する。

ただし、理事長は決算上の必要があると判断した場合は、当該役員任期は当該決算にかかる理事会及び評議員会開催日の月末までとすることができる。

3 前2項により退任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（理事長職務）

第11条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

（常任理事職務）

第12条 常任理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。

（理事代表権制限）

第13条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。ただし、訴訟業務（調停事案を含む）に限り、理事会の議決を経て理事のうち1名を、本法人

の代表とすることができる。

(理事長職務の代理等)

第 14 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事（副理事長が置かれている場合は副理事長。）が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

1. 本法人の業務を監査すること
 2. 本法人の財産の状況を監査すること
 3. 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 4. 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 5. 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること
 6. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 7. 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 16 条 本法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 14 理事会及び理事長の業務執行を円滑化するため、常任理事会を置く。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会の同意を得て、理事長が指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 本法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人以上23人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議

に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

1. 予算及び事業計画
2. 事業に関する中期的な計画
3. 借入金、(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
4. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
5. 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
6. 寄附行為の変更
7. 合併
8. 目的たる事業の成功の不能による解散
9. 寄附金品の募集に関する事項
10. その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

1. 本法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者5人以上7人以内
 2. 本法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上の者のうちから、理事会において選任した者2人以上4人以内
 3. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者7人以上9人以内
 4. 本学院の発展に功労のあった者のうちから、理事会において選任した者1人以上3人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、増員または補欠のため選任された評議員の任期は、他の現任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 2. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
1. 任期の満了
 2. 辞任
 3. 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上や

むを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 本法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成するものとする。

2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置くものとする。

3 前項に定める書類等は、請求があった場合に、閲覧に供するものとする。ただし、本法人が閲覧に供しない正当な理由があると判断した場合は、請求に応じないことがある。

4 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同

項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 36 条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1. 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
2. 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
3. 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
4. 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 37 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 38 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 本法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解 散 及 び 合 併

(解散)

第 41 条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1. 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
 2. 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
 3. 合併
 4. 破産
 5. 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人、国、地方公共団体又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 43 条 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄 附 行 為 の 変 更

(寄附行為の変更)

第 44 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 45 条 本法人は、第 35 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に保存しておかななければならない。

1. 役員及び評議員の履歴書
2. 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
3. その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 2 号及び第 3 号の保存期間については、別に定める。

(公告の方法)

第 46 条 本法人の公告は、福島学院の掲示場に掲示して行う。

(規則、規程の制定及び改廃)

第 47 条 この寄附行為の施行規則、その他本法人並びに本法人の設置する学校の学則、就業規則等の規則、及び規程の制定・改廃等管理・運営に関する重要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	菅	野	八千代
理事	菅	野	慶助
理事	佐	藤	清助
理事	伊	東	美代子
理事	矢	部	薫
監事	三	浦	進
監事	新	村	須美

当寄附行為は、昭和26年4月10日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和34年3月9日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和41年1月25日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和43年2月3日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和43年3月9日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和46年1月27日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和49年3月14日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和50年8月8日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和51年10月16日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和53年9月13日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和59年12月22日より施行する。

附 則

当寄附行為は、昭和60年4月12日より施行する。

附 則

昭和63年10月14日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年7月2日より施行する。

附 則

平成4年1月31日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

平成8年9月27日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

平成10年6月24日 文部大臣認可のこの寄附行為は、文部大臣認可の日（平成10年6月24日）から施行する。

附 則

平成11年6月30日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成12年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成13年10月29日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（福島学院短期大学の情報ビジネスコミュニケーション科の存続に関する経過措置）
福島学院短期大学の情報ビジネスコミュニケーション科は、改正後の寄附行為第4条1項1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成14年12月19日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年8月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

平成17年3月11日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年6月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年11月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年3月5日）から施行する。

附 則

平成26年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年6月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

（福島学院大学短期大学部の保育科第一部、食物栄養科及び情報ビジネス科の存続に関する経過措置）

福島学院大学短期大学部の保育科第一部、食物栄養科及び情報ビジネス科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年10月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年4月26日）から施行する。

附 則

令和2年3月25日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年8月16日）から施行する。

附 則

令和4年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。